

新任警備員教育及び現任警備員教育を受講される方へ

新任及び現任警備員教育における新型コロナウイルス感染症等予防対策について

1 開催に当たっての前提について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとして、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に位置付けられました。

2 基本的な感染対策について

5類感染症に引き下げされましたが、引き続き「人と人の距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気の確保」を励行します。

3 マスクの着用について

- (1) 個人の主体的な選択を尊重し、**着用は個人の判断に委ねる**ことを基本とします。
- (2) 感染状況が拡大傾向に推移した場合、状況に応じてマスクの着用を推奨しますので、受講に際してはマスク（複数枚）の持参をお願いします。
- (3) 護身術や救急蘇生法の実技に際しては、受講生同士密集した状況が発生する場合がありますので、その際はマスクの着用をお願いする場合があります。

4 受講前の健康管理について

受講日の概ね3日前から1週間前の期間にあつては、検温の実施など健康管理には十分配慮していただくようにお願いします。

5 受講中の水分補給について

マスクの着用有無にかかわらず、室内においても熱中症にり患する可能性がある為受講中であっても、自己の判断での適宜水分補給を推奨いたします。

6 受講中の体調不良等について

受講中に体調不良となった場合は、速やかに講師又は協会職員に申し出てください。

7 遅刻・早退の取扱いについて

教育日における遅刻・早退については、受講した科目、時間数についてのみ、受講証明書を発行いたします。

また、遅刻・早退の場合、例えば基本4時間のコースを2時間しか受講しなかった場合でも受講料の減額には応じられませんのでご了承ください。

8 情勢の変化について

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザの流行など情勢が変化したり、政府の方針が変更となった場合などは、ガイドラインの再制定や更なる緩和策など情勢に応じた対応を実施します。